

加給年金が加算され年金をうけることが出来るというメリットがあります。
昭和61年の改定では、この第4種被保険者は経過措置として残されましたが、
現在は新たな該当者はありません。

●メリットがデメリットに

しかし、このメリットが逆効果を生んでしまった事例もあります。
第四種を申出て、20年の厚生年金加入期間を満たしたのですが、
老齢年金を受給する場合、厚生年金加入が20年以上ある場合は、
加給年金が加算される場合があるのですが、加算対象となる配偶者自身も
厚生年金加入期間が20年以上あると加算が停止されてしまいます。

実際に、旧法時代に、旧社会保険事務所で、厚生年金の20年を
満たしていないからと、第四種への加入を勧められた方があります。
そして、加入し、20年を満たすため、自身で保険料を支払われました。
しかし、この方は、20年を満たしているため、加給年金の配偶者加算が
停止となってしまいました。
この方は、この停止条件を説明してもらえなかったと話してらっしゃいました。

●西尾はこう思います

年金は、損得でとらえるものではないとは思いますが、
加給年金は年額最大40万円弱あり、お嘆きもわかる気もします。
少し違うかもしれませんがこれも「消えた年金」となるのかなと思いました。

年金の制度設計をするうえで、過去のほころび、というか
制度のひずみを、掬いあげる必要性があるのではないのでしょうか？
年金は、年金生活者の生きる礎です。
机の上で、頭の中で、組み立てるだけでは、信頼される年金制度の
確立は難しいと思います。

★トピックス～雇用保険の改正点～

今までは、雇用保険の被保険者期間は、
最大2年までしかさかのぼることができませんでした。

しかし、10月1日から、雇用保険料を給与から天引きされていた場合は、
2年の時効を超えて遡ることが可能になりました。
給与明細や源泉徴収票等保険料の天引きがわかる書類を添付して
ハローワークに申出が必要になります。
対象となる方は、在職中の方、平成22年10月1日以降に離職された方
となります。
過去に雇用保険の各種給付を受給された方の対象期間は該当しない
とのこと。

会社が雇用保険加入手続きをしたかどうか確認したい場合は、
本来は、被保険者証をもらうのが一番ですが、細長く小さい書類で、
紛失の恐れがありますので、同時に発行される加入確認書被保険者分を、
会社にもらいたいと申し出されることをお勧めします。

~~~~~編集後記~~~~~

寒くなってまいりますと、  
おでんが美味しくなってきますよね。

昨今は、各コンビニでも趣向を凝らしたおでんを  
販売しています。

このまえ、夕方のコンビニで、おでんの大人買いを  
している小学生男子2名を発見。  
「こんにゃく、あつあげ、ごぼてん、ぎゅうすじ、もちきんちゃく、  
あ、大根ははずせへん！からし、たっぷし！」  
となかなか、渋い好みです。

お買い上げのおでんを、店舗前の、ベンチに腰掛け、  
さっそく、なかよく食べ始めました。

「やっぱ、塾の前は、これからは、おでんやな！  
おお、よう、しゅんどる。」  
「塾」という文言さえなければ、  
そこの、おでんやにいる中高年と変わらない  
台詞をおっしゃってました。

年金問題に苦しむ中高年だけではなく、  
小学生もなかなか大変のようです。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝
〒604-8155
京都市中京区錦小路通室町東入ル
占出山町308 ヤマチュービル2F N10
電話&FAX(075)241-4586
メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
